



敦賀海上保安部
令和6年9月12日
午前10時30分発表

令和6年夏季期間中における福井県沿岸でのマリネレジャー活動に伴う海難発生状況について（速報値）

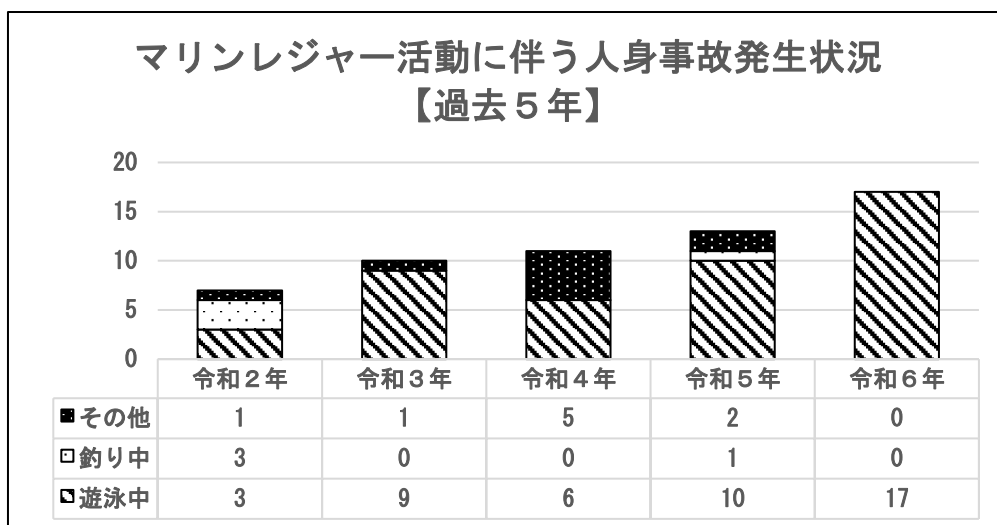
令和6年夏季（7/1～8/31）における福井県でのマリネレジャー活動に伴う海難発生状況

人身事故：17人

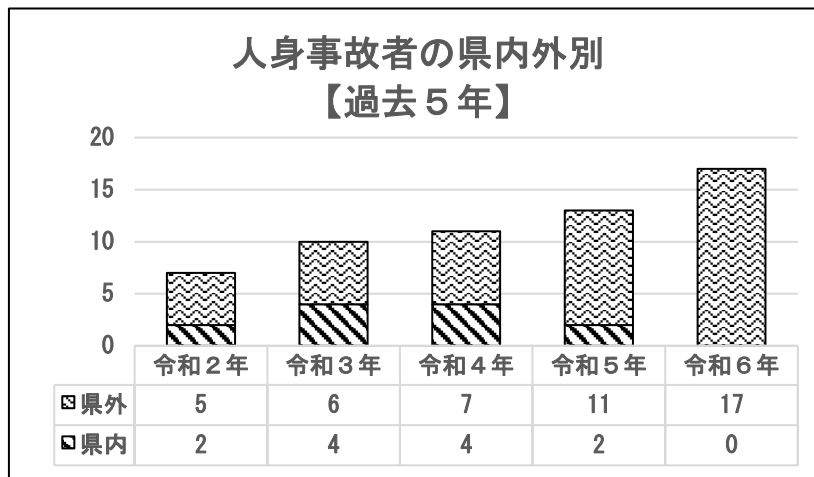
船舶事故：7隻

1 人身事故について

- 令和6年夏季期間中、福井県沿岸におけるマリネレジャー活動に伴う人身事故者は17人でした。（死亡者、行方不明者ともに0人）
昨年（令和5年）の同時期と比較すると、全体で4人増加しています。
- 昨年と同様に、嶺南地方ではイルカによる被害が多数発生しており、マリネレジャー活動に伴う人身事故者17人の内、イルカによる咬傷被害が15人、遊泳中の負傷が2人（浅瀬での飛び込み、ヤスによる負傷）となっています。
- マリネレジャー活動に伴う人身事故者はすべて福井県外からの来訪者となっており、約6割が中京圏在住者となっています。

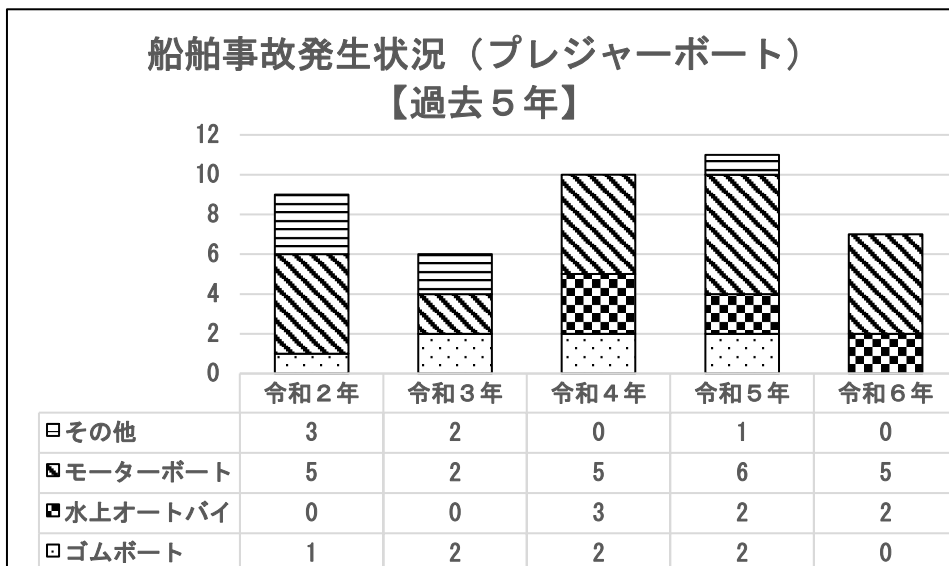


※その他：SUP、サーフィン中

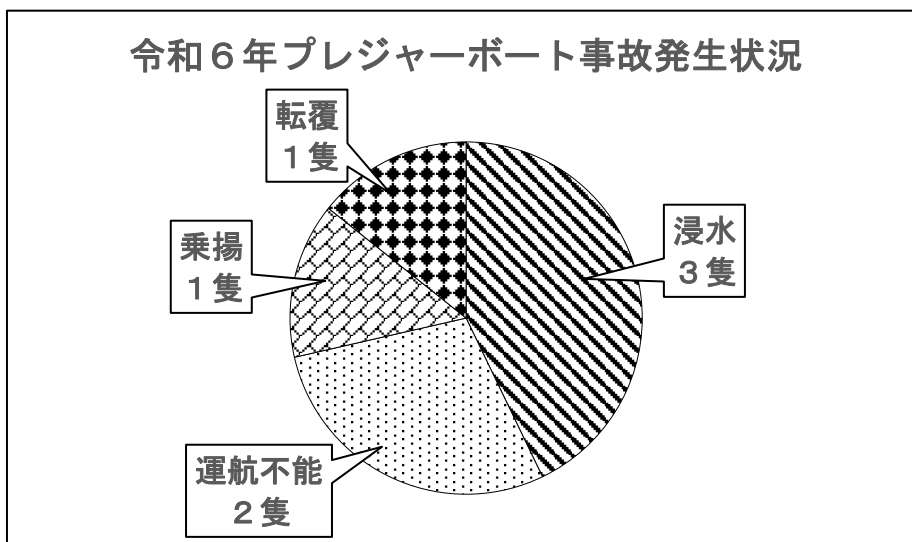


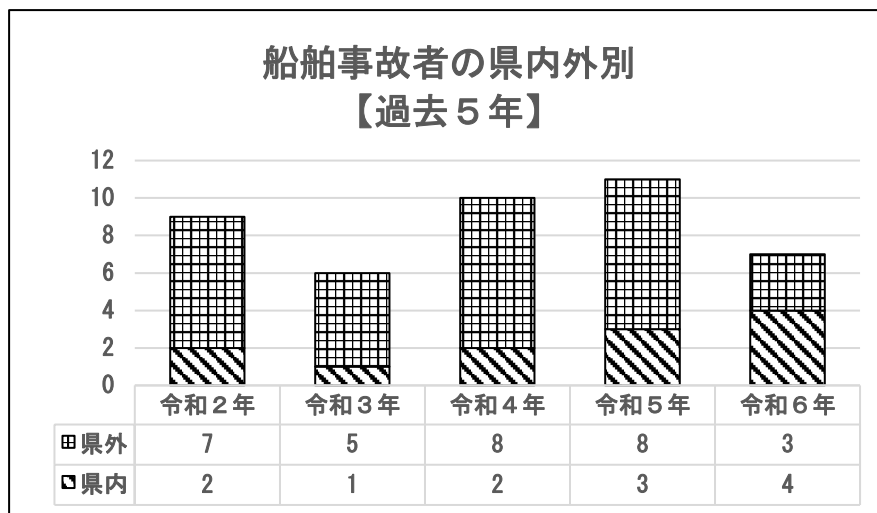
2 船舶事故について

- 令和6年夏季期間中、プレジャーボートによる事故隻数は7隻でした。昨年（令和5年）の同時期と比較すると、4隻減少しました。
- 事故種類別では、浸水が3隻、運航不能が2隻、乗揚と転覆がそれぞれ1隻でした。
- 船舶事故者の約7割が福井県外からの来訪者となっており、その半数が中京圏在住者となっています。



※その他：カヌー、クルーザーボート





3 今後のマリレジャー活動における注意事項について

夏のマリレジャーシーズンが終わり、9月から11月にかけて釣り中の事故が毎年多数発生しています。

釣り中の事故では、足元が見えずに岸壁から海中に転落する事故が多く、船舶事故においては、ミニボートやプレジャーボートによる運航不能（エンジントラブル）も近年増加傾向にあります。

このような事故を防止するために、海上保安庁では以下のことを呼び掛けています。

◎自己救命策3つの基本

①ライフジャケットの常時着用！

→海に落ちてしまったら、浮くことが重要です。

浮かんでいれば、救助の手が差し延べられます。

②連絡手段の確保！

→救助されるためには、連絡手段の確保が重要です。

防水パックに入れたスマートフォン等を携行するなどして、連絡手段を確保しましょう。

③海のもしもは118番！

→海上保安庁の緊急通報用の電話番号で、海での事件事故があった際に有効活用してください。

◎プレジャーボートを楽しむ皆様へ

→出航前に船体の点検・整備を行いましょう。

→出航前に現場の気象・海象を確認しましょう。

→家族等に事前に行き場所を伝えておきましょう。

海の安全情報

海上保安庁では、マリレジャー愛好家の方々へ対して、全国各地の灯台等で観測した風向・風速をリアルタイムで提供しています。

海の安全情報リンク先：<https://www6.kaiho.mlit.go.jp>